

石川県農林総合研究センター林業試験場における
科学研究費補助金の管理・監査の体制整備について

(職の設置)

第1条 科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）第3条第1項に定める科学研究費補助金（以下、「科研費」という。）の運営・管理の円滑・適正を期するため、石川県農林総合研究センター林業試験場（以下、「林業試験場」という。）に次の各号に定める職務を遂行するための職を置き、それぞれ当該各号に定める職員をもって充てるものとする。

号	職	職務	職員
1	最高管理責任者	科研費の運営・管理に関して試験場を統括し、最終責任を負う。	林業試験場長
2	統括管理責任者	最高管理責任者を補佐し、科研費の運営・管理に関して試験場を統括する実質的な責任と権限を負う。	林業試験場副場長
3	部局責任者	試験場各部における科研費の運営・管理に関して実質的な責任と権限を負う。	林業試験場長が指名した職員
4	監査責任者	科研費の運営・管理に関して監査する責任と権限を負う。	林業試験場長が指名した職員

2 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任をもって科研費の運営・管理を行うことができるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

3 部局責任者は、第1項第3号に定める職務のほか、科研費の運営・管理に係る事務処理手続に関する試験場内外からの相談の受付業務を所管するものとする。

4 監査責任者は、第1項第4号に定める職務のほか、次の各号に定める業務を所管するものとする。

- 一 科研費の使用に関するルール等について、試験場内外からの相談の受付業務
- 二 試験場内外からの科研費の運営・管理に係る通報（告発）の受付業務

5 林業試験場長（以下、「場長」という。）は、第1項第3号及び第4号に定める職員を指名した場合は、その職名を公開するものとする。

(防止計画推進協議会の設置)

第2条 場長は、試験場に科研費の運営・管理に係る不正防止計画を策定し、及び当該計画の推進を担当するための協議会（以下「防止計画推進協議会」という。）をおく。

2 防止計画推進協議会の構成員は、統括管理責任者及び部局責任者のうちから場長が指名するものとする。

- 3 防止計画推進協議会は、第1項に定める不正防止計画を策定したときは、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 前項の報告を受けた最高管理責任者は、不正を発生させる要因があると認められる場合は、防止計画推進協議会に対し、改善を命ずるものとする。
- 5 防止計画推進協議会は、前項に定める改善を終えたときは、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。
- 6 防止計画推進協議会は、第1項に定める職務のほか、科研費に係る不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定める業務を所管する。

(不正に係る調査の体制・手続等)

第3条 不正に対し告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む)を受けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告するものとする。

- 2 調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査(不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額についての調査)を実施するものとする。
- 3 不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、当該機関に属さない第三者(弁護士、公認会計士等)を含む調査委員会を設置するものとする。
- 4 第三者の調査委員会は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 5 被告発者が所属する研究機関は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずるものとする。
- 6 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定するものとする。

(不正に係る配分機関への報告及び調査への協力等)

第4条 不正に関する調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

- 2 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画を含む最終報告書を配分機関に提出する。また、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。
- 3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。
- 4 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。

5 調査に支障がある等、不正な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、科研費の管理・監査の体制の整備について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年11月2日から施行する。

平成24年4月1日改正。

平成27年3月31日改正。